

官報

号外 昭和六十年十一月二十六日

○第百三回 衆議院會議録 第七号

昭和六十年十一月二十六日(火曜日)

議事日程 第七号

昭和六十年十一月二十六日

午後一時開議

第一 特定石油製品輸入暫定措置法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

春日一幸君の故議員中野四郎君に対する追悼演説

説

議員請暇の件

日程第一

閣提出)

特定石油製品輸入暫定措置法案(内閣提出)

午後一時五分開議

○議長(坂田道太君) これより會議を開きます。

○議長(坂田道太君) 御報告いたすことがあります。

議員中野四郎君は、去る十月二十一日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえませんでした。

同君に対する弔詞は、議長において昨二十五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに社会労働委員長、予算委員長、公職選挙法改正に関する調査特別委員長等の要職につき、また国務大臣の重任にあたられた議員正三位勲一等中野四郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

故議員中野四郎君に対する追悼演説

○議長(坂田道太君) この際、弔意を表するため、春日一幸君から発言を求められております。これを許します。春日一幸君。

〔春日一幸君登壇〕

○春日一幸君 ただいま議長から御報告がありましたとおり、本院議員中野四郎君は、去る十月二十一日突然逝去されました。まことに哀悼痛恨のきわみに存じます。

私はここに、諸君の御同意を得て、議員一同を

代表して、謹んで追悼の誠をささげます。

中野君、君は、明治四十年一月二十五日、愛知県碧南市新川の御出生、当時、貧乏で難儀を重ねておられた御両親は、君が小学校を卒業されるや「まず男子は腕に職を持って」と心配られて、君を農機具屋の奉公に出されました。しかし、桐横は双葉より芳しとやら、君は、年少にして既に青雲の志やみがたく、十三歳のとき単身上京、新聞配達などで稼ぎながら、私立豊山中学校に入学されました。

その後君は、幾多苦勞の過程を経て、幸いにも時の萬朝報の主筆、大正デモクラシーのパイオニア、茅原華山先生の知遇を得、その門下に加えられ、自來、親しくその御薫陶をお受けになりました。これぞ君がその生涯を政治一筋にささげられることになった天の配剤と申すべきか、ありがたいうことであります。

かくて君は、昭和十三年、三十二歳にして東京牛込区区議員に初当選され、政治家としての第一歩を踏み出し、次いで十七年には、一躍東京市会に進出、そこで君は、抜群の行動力をもつて戦前、戦中の区政、市政に大きく貢献されました。このようにして鍛えられた君は、終戦直後の二十一年四月、旧憲法下最後の衆議院総選挙に晴れて郷土三河から決然立候補、堂々たる初当選で、年来の素志を遂げられました。以来、衆議院に当選されること通算十三回、かくて君は、いぶし銀のような重厚な肌合いで、与野党を通じ、中央政界に重きをなしてこられました。

ここに、戦後四十年にわたる君の足跡を顧みるに、君は、昭和二十二年日本農民党を結成して中央執行委員長となり、二十七年には改進黨と合同してその中央常任委員に選任されました。一方、国会にあつては、あの迫力に満ちた熱弁で事あるごとに壇上に立ち、特に戦後早々のころには、隠退蔵物資特別委員会の主要メンバーとして板橋なく不正を摘発し、また、戦時中政府買上げの金、白金、ダイヤ等、当時日銀保管の貴金屬について

も公正厳格なる処分を求めるなど、剛直中野四郎の名を天下にとどろかせたものであります。

君はあのころ、このようにして新進氣鋭の議員として、鋭い弁舌とたくましい行動力で勇壯活潑な議會活動を展開しておられました。それは、君の著作に述べられておるとおり、すなわち、君が私淑された尾崎行雄先生の厳しい教訓たる「私心なく、清い心で決断と実行を」をモットーに切磋琢磨されたたまものと云えましよう。

しかるに君は、その後、不幸にも二回続けて落選の憂き目に遭われましたが、折しもそのとき、地元に望まれて碧南市長として二年間就任されることになりました。生まれ故郷に親しく奉仕できるのはこのときと君は、中央政治で培われた貫禄で、雄大な構想に基づくあの衣浦重要港湾づくりを推進されたことは、永く後世に伝えられる君の偉大な御功績と云えましよう。

かくて離任四年、君は、再起を期して三十五年の総選挙に自由民主党公認候補として立候補、見事衆議院に返り咲かれて、自來、四十七年の選挙を除いて毎回当選、盤石不動の基礎を固められました。

この間君は、党にあつては、代議士会長、国対委員長、総務会筆頭副会長等を歴任され、院にあつては、社会労働委員長、予算委員長、懲罰委員長、さらには公職選挙法特別委員会委員長等の重責を担い、終始国会運営の枢機に立つて敏腕を振るわれ、その傍ら、総理府売春対策審議会委員、在外財産問題審議会委員、国土審議会委員として、売春対策、麻薬対策、在外財産処理、国土開発等々幾多の難問題に身を尽くしてこられました。

特に君は、環境衛生業の安定と振興に情熱を注ぎ、環境業者に対する甚だ不利な金融制度を改善するため、昭和四十一年、まず国民金融公庫の中に環境衛生貸付部を新設して、ここにとりあえ

昭和六十年十一月二十六日 衆議院會議録第七号

故議員中野四郎君に対する追悼演説 議員請暇の件 特定石油製品輸入暫定措置法案

一一一

ず二百億円の特別枠を設定し、次いで四十二年年度の国会では、あの環境衛生金融公庫法の成立に当たって、君は深夜にわたり身を挺して奮闘されました。

何え、あの日、君が御母堂には病状深まって御危篤の知らせがあり、その後、幾時間も経ずしてこの世を去っていかれましたが、親孝行な君として、御母堂の末期にお会いできなかったその御心中はどのようなものであったことか、頭の下がる思い、ただただ敬服のほかにほかにありません。

君は、このようにして事に臨んでは秋霜烈帛、思い起こせば、国対委員長在任のときには、あの日韓基本条約の締結や建国記念日の制定などに、君は与野党折衝に骨身惜しまず奔走されました。また君は、前後三たびにわたって予算委員長の大役につかれましたが、その鮮やかな采配ぶりは、おのずと議事の進行を和ませて、さすが千軍万馬の指導者と野党からも高く評価されました。

かくて君は、その豊かな識見と輝かしき実績を踏まえて、昭和五十二年十二月、第一次大平内閣の国務大臣、国土庁長官として国政の大事に参画されました。私は、君がこの本会議場ひな壇にさっそうとしてデビューされたあの日の莞爾たる晴れ姿を、今ここに懐かしく思い浮かべるのであります。君の入閣に郷土西三河は喜びに沸き立ち、君がお国入りして郷土にしきを飾られたとき、その沿道は日の丸の旗と歓迎の人波で埋められました。情熱多感の君は、さぞや男子の本懐、政治家の真加と、それこそ感無量にあられたことと拝察いたします。

国土庁長官たりし君の治績は、国民生活の安定と向上を目指して多面にわたり、例えば、地震防災対策の強化、第三次全国総合開発計画の支柱たる定住圏構想の策定、個人の長期譲渡所得課税の緩和などによる土地対策の改善、広域流域圏水源対策の樹立、その他首都改造や地方振興政策の推進などなど、幾多の改善、改革を次々に断行されました。

このように君は、国務大臣として一段とその輝きを加えておられたが、折しも五十四年の総選挙で、君の与野党は過半数を割って敗北されました。きついの議院制民主主義者たる君は、この敗北の責任を痛感して徹しく大平総理に迫り、志入れられずとして直ちに辞表を提出されました。有言実行、君の面目躍如たるに、当時、私もは深く感服いたしました。

このようにして我が国政に数々の功績を積み重ねた君は、昭和五十六年一月二十六日永年在職議員として院の表彰を受けられ、さらに、五十七年秋、勲一等旭日大綬章を授与されました。これぞ君の熱烈果敢な政治生涯にさげられた国民感謝のあらわれと申すべく、慶祝このことに存じます。

愛国、愛国の士、君は、この榮譽に深く感激されて、その折、郷土で開催された盛大な叙勲祝賀会で目を潤ませて、「願ひれば、私中野四郎は、政治の道一筋に十五回選挙を戦い、十二勝して三敗、この間、母を亡くし、最愛の妻と長男を失うなど、内外ともに苦難の連続でありましたが、不屈の闘志で難関を越えては越えてまいりました。これもこれも郷土皆さんのおかげであります。このありがたき勲一等こそは、私を育ててくださった支持者皆様様に贈られたものにほかなりません。これからも体の続く限り力いっぱい頑張る決意でございます」と、切々たる謝辞を述べられました。

思うに君の御生涯は、信念固く初一念を貫かれた一本道、着実に生をうけ、戦々一片の志を掲いで勉学力行、やがて先賢の知遇を得、薫陶に磨かれて、だんだんに天下の大道に踏み進んでこられました。一見その風貌ははいく豪胆そのものではありましたが、幾辛酸をくぐってこられただけに君は、義理にたく人前に厚く、それこそ肌温かいお人であられました。

私事にわたりますが、君は、年配も政治歴も私の先輩で、党の所屬も違っておりましてけれど、

いつしかに意気投合、この二十数年来、お互いに君、僕と呼び交うほどにこじこんな御交際をいただいていたまいりました。まだついでこの二、三カ月前まで、地元愛知における諸会合でも中央の諸活動でも、心置きなく元気で歓談し合ってきたばかりでございます。本年七月事故に遭われて、むち打ち病御治療のため加療御入院と承りましたが、日ごろお元氣な君の御こと、ほどなく御本復のことと思ひ込んでおりましたのに、思いもかけぬ訃報に接し、まことに愕然たる思いに打たれました。

今や我が国政は内外多事多端にして、政局は次第に混迷を深めておりますとき、君は、我が国会の重鎮にして、わけても、この臨時国会の最大議案を抱える公職選挙法特別委員会委員長として、特段の重責を担っておられましただけに、君の御逝去は、惜しみても惜しみてもなお惜しまれてなりません。

思い出は果てしなく、悲しみは深まるばかりでございますが、幽明境を異にしてはもはやせんなきこと、この上は君の安らかな御冥福を祈るばかりでございます。

ここに諸君とともに、以上、今は亡き中野四郎君の御生前の功績をたたえ、その偉大なるお人柄をしのびつつ、謹んで哀悼の誠をささげる次第でございます。(拍手)

議員請暇の件
○議長(坂田道太君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

渡辺省一君から、海外旅行のため、十一月二十七日から十二月五日まで九日間、請暇の申し出があらります。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 特定石油製品輸入暫定措置法案

(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、特定石油製品輸入暫定措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長粕谷茂君。

特定石油製品輸入暫定措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔粕谷茂君登壇〕

○粕谷茂君 ただいま議題となりました特定石油製品輸入暫定措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在、我が国は、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図る見地から、原油を輸入し、国内で精製を行い、製品として供給する、いわゆる消費地精製方式を基本とし、その補完として、ナフサ、重油等一部の石油製品の輸入を行っております。

しかしながら、近年における石油製品貿易の拡大、特に、中東産油国における輸出用製油所の本格的稼働等を背景として、現在我が国が輸入を行っているいない揮発油等についても輸入を行うよう、国際的に強く要請されるに至っております。

本案は、このような状況にかんがみ、揮発油等の輸入を円滑に進めるため、必要な暫定措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、揮発油、灯油及び軽油を特定石油製品と定義し、その輸入業者は登録を受けなければならないこととし、登録の要件として、代替生産設備を有すること、貯蔵を行えること、品質調整を行えることを定めております。

第二に、特定石油製品輸入業者が輸入し、販売しようとする特定石油製品の品質が、使用者の需要に適合していないと認めるときは、品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを勧告すること

ができること、

第三に、特定石油製品輸入業者は、特定石油製品品の輸入に努めなければならないこと、

第四に、法律の廃止期限を昭和六十六年三月三十一日までとすること

等であります。

本案は、十一月十八日当委員会に付託され、翌十一月十九日村田通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を重ね、十一月二十二日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党・新自由民主党連合、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案により、法律の廃止期限を昭和六十六年三月三十一日から、五年間延長し、昭和七十六年三月三十一日に改める内容の修正案が提出され、採決の結果、本案は多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十七分散会

出席国務大臣

通商産業大臣 村田敬次郎君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二十一日、本院は、原子力委員会委員に向坊隆君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に中島二郎君及び山本秀夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、運輸審議会委員に隅健三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、電波監理審議会委員に生田正輝君及び田淵節也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、地方財政審議会委員に、胡子英幸君、武田隆夫君、知野虎雄君、松島五郎君及び山本成美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、社会保険審査委員会に月橋得郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(報告書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和六十六年度第一・四半期における国庫の状況(政府委員退任)

一、昨二十五日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
外務大臣	谷田 正躬	特命全權大使	昭六・二・三
移住部長			

(政府委員承認)

一、昨二十五日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房領事移住部長 妹尾 正毅

(政府委員任命)

一、昨二十五日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、二十五日議長において承認した妹尾正毅を、同日第百三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

鴨崎 謙君

新井 勝雄君

山本 政弘君

沢田 広君

山本 政弘君

関山 信之君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

新井 勝雄君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

渡辺 嘉蔵君

昭和六十年十一月二十六日 衆議院會議録第七号

朗読を省略した議長の報告

運輸委員

辞任

補欠

敏仲 義彦君
伏木 和雄君

伏木 和雄君
敏仲 義彦君

通信委員

辞任

補欠

伊藤 忠治君
中井 治君

渡辺 嘉蔵君
伊藤 忠治君

建設委員

辞任

補欠

伏木 和雄君
伊藤 忠治君

敏仲 義彦君
安倍 基雄君

敏仲 義彦君
安倍 基雄君

伏木 和雄君
伊藤 忠治君

安倍 基雄君
伊藤 忠治君

伊藤 忠治君
中井 治君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員

辞任

補欠

武部 文君
松浦 利尚君

松浦 利尚君
武部 文君

(議案提出)
一、昨二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(議案送付)
一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)
一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員沢田広君提出埼玉県の芝川の改修と見沼緑地保存に関する質問に対する答弁書

衆議院議員沢田広君提出都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに關する質問に対する答弁書

衆議院議員日笠勝之君提出バラコト除草剤の保管管理等に關する質問に対する答弁書

埼玉県の芝川の改修と見沼緑地保存に關する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十月二十八日

提出者 沢田 広

衆議院議長 坂田 道太殿

埼玉県の芝川の改修と見沼緑地保存に關する質問主意書

今後の芝川改修計画と実施計画及びそれらの計画に關連する見沼緑地の保存対策は、緊急を要すると考へる。

従つて、次の事項について質問する。

一 芝川の当面の改修計画、年次割当を明らかにされたい。

二 橋梁が狭められて流れを阻害しているが、これらの改修計画を明示されたい。

特に、各市ごとの行政境界は堰となつており、障害となつてゐるので、これを取り除くべきだと考へるが、どうか。

三 見沼緑地について、見沼三原則もあると聞くが、確保するのかどうか。開発するとすれば、今後の開発基準、緑地保全基準について明示されたい。

四 芝川の改修計画に伴う沿岸居住者等への影響について、今後どのように対処するのか。

五 芝川の堤防強化と内水面排除にどう対応するのか。

六 調整区域といへども、実際、住宅が存在すれば、下水道を敷設し、特に合流方式を採用し内水面解除の努力をすべきと思うが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一〇三第三号
昭和六十年十一月二十二日

衆議院議長 坂田 道太殿
衆議院議員沢田広君提出埼玉県の芝川の改修と見沼緑地保存に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員沢田広君提出埼玉県の芝川の改修と見沼緑地保存に關する質問に対する答弁書

一について
芝川においては、将来計画として百年に一回の降雨に対応する治水安全度を確保することとし、当面、時間雨量五十ミリメートル相当の降雨に対応する河川改修を実施しているところであり、今後も財政状況を勘案しつつ計画的かつ着実に事業の進捗を図ることとしている。

二について
芝川において改修が必要である橋りょう等の工作物については、今後とも、その工作物の管理者と十分協議しながら改修を進めることとしている。

三について
御指摘の見沼緑地は、全域が市街化調整区域とされているが、今後の整備、開発及び保全については、埼玉県において、同地域の土地利用に係る基本計画等の調査、検討を行つてゐるところであると聞いている。

四について
芝川の改修に当たつては、地元住民及び関係機関の理解と協力を得ながら、引き続き事業の円滑な推進を図ることとしている。

五について
芝川においては、改修計画に基づき、堤防の高上げ等の事業を計画的に実施することとしている。

また、芝川周辺の下水道整備についても計画的に事業を実施することとしている。

六について
市街化調整区域においても、浸水の防除、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を図る上で必要がある地区については、状況に応じ、下水道の整備を進めているところである。

右答弁する。

都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに關する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十月三十日

提出者 沢田 広

衆議院議長 坂田 道太殿

都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに關する質問主意書

本質問に係る鴻沼水路は、埼玉県浦和市、与野市、大宮市にわたる個所で急速な都市化が進み、単に田畑のかんがい排水のみならず、一般流域千八百ヘクタールの雨水も当水路で処理し、地域住民の災害防除にも役立っているところである。耕作地は、現在四百八十六ヘクタール存在し、用水の供給も行つてゐるところである。

ついては、かかる地域環境の変化は全国に散在し、それぞれに問題が生じてゐるものと考えられる。

従つて、次の事項について質問する。

一 鴻沼排水路を一般河川として、管理の移管を望んでいるが、一般河川とする計画があるか。

また、それはいつ頃か明らかにされたい。

二 一般河川になる場合には、どんな条件なら可能なのか、時期、条件、施設上水路構造上現在の管理実体との関係及び今後の改修見込みについて明らかにされたい。

三 用水の供給については、どのような管理方式をとるのか明らかにされたい。

四 鴻沼排水路沿岸の市街化抑制のために知事の行った調整区域指定は再考すべきと思うが、これについては国としてどう考えるか。

五 県の河川課から提出されている一級河川への移行の手順のとおりとすれば、末流での流量は、条件を満たすのか。また、全体的幅員拡張の必要性はあるのか。明らかにされたい。

六 鴻沼など、沿岸の調整区域に住宅が多く建設され、下水道の敷設を行ったが、雨水量の受入れは、鴻沼のみでは困難になるので国を含めた関係機関で必要な分担を行うべきと考えるが、これについてはどう考えるか。

七 現在、農林漁業金融公庫より十七億円の借入れを行って鴻沼排水路の護岸工事を施行したが、この工事は、公共のためであり、国に肩代わりはできないか。また、負担の十七年の延長は考えられないか明らかにされたい。

八 都市河川にするに当たって、水路の現状にかんがみ、市移管でなく少なくとも県以上の移管を望んでいるので、その旨も明確にされたい。

九 鴨川改修と併せて、同一水系として扱うことは、できないかどうか明らかにされたい。

十 同地区は、荒川の水位の上昇が、水害を引き起こすものであり、荒川上流に更にダム等の貯水機能をつくり、埼玉県南部の排水に支障のないよう貯水の実現を図る必要があると思うがどう考えるか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議一〇三第四号

昭和六十年十一月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員沢田広君提出都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに關する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

〔別紙〕

衆議院議員沢田広君提出都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに關する質問に対する答弁書

一から三まで、五及び八について
一級河川の指定は、政令で指定された水系に係る河川について、建設大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、河川審議会及び関係都道府県知事の意見を聴いた上で行うこととされており、治水上又は利水上の重要性等を総合的に判断して河川法に基づく河川管理が必要であるものについて行っている。

鴻沼排水路については、現在、埼玉県、大宮市、与野市、浦和市及び当該排水路を管理する鴻沼排水関係二ヶ土地改良区連合の間で、今後の管理の在り方について検討中と聞いており、その推移を見守つて対処してまいりたい。

四について

鴻沼排水路沿岸の土地の区域については、これまで溢水、湛水等による災害が頻繁に発生していること等により、現在、市街化調整区域とされているが、国鉄埼京線の開通等の社会的状況の変化も生じているので、治水対策を始めとして、計画的な市街地整備の見通しが明らかになる等の条件が熟してくれば、市街化区域への編入について検討する必要があるものと考えられる。

六について

鴻沼排水路周辺の下水道事業については、下水道管理者が関係機関と協議して計画を策定し、実施している。

七について

農林漁業金融公庫からの貸付けは、農業用の鴻沼排水路の維持管理事業に対して行われているものであり、国が負担する性格のものではないと考へている。
また、償還期限については、このような事業

の性格等を考慮して設定されたものと承知している。

九について

鴻沼排水路が一級河川に指定された場合において、鴨川と同じく荒川水系に係る河川として、改修の在り方について検討することとなると考えている。

十について

荒川水系工事実施基本計画では、洪水時ににおける河道への流量を低減させ河川改修とあわせて洪水を安全に流下させることを目的として、荒川上流部においてダムを建設することとしている。現在、同計画に基づき、水資源開発と併せて、荒川上流部において二ダムの建設事業を実施中であり、地元と用地交渉等を鋭意進めているところである。

右答弁する。

パラコート除草剤の保管管理等に關する質問

主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十一月五日

提出者 日笠 勝之

衆議院議長 坂田 道太殿

パラコート除草剤の保管管理等に關する質問主意書

近年、パラコート除草剤による事故や犯罪が年々急増し、看過できない社会問題となつてい。ちなみに、同除草剤による死亡者数を厚生省調査によるデータによつて確認してみても、農業散布の場合、昭和五十五年から同五十九年までの間に、全国で九人となつていのに、誤飲、自他殺等の場合は、全国で昭和五十五年が百三十二人、五十六年が百五十一人、五十七年が二百五十四人、五十八年が二百六十九人、そして五十九年には三百三十九人に達するところとなつてい。このような異常事態は、まさに同除草剤が事故や犯罪を招く用途外使用という現状を、野放し

にしていることを物語るものである。いまや同除草剤の流通販売への規制強化や安全管理体制等の早期確立が極めて重要な課題になつていと言わねばならない。
こうした基本的な認識に立つて、以下質問する。

一 現在、パラコート除草剤は、農薬取締法並びに毒物及び劇物取締法の関係法令により、販売業者の保管管理及び販売のあり方等に對し、一定の規制を強いているが十分遵守されていない状況にある。この際、販売店への一斉立入検査等を速やかに実施してはどうか。

二 用途外使用が野放しになつている現状にかんがみ、パラコート除草剤の流通規則を強化するとともに、販売店においては、購入者の身元確認のため保証証や運転免許証等の呈示を義務付けてはどうか。また、同除草剤の使用に對しては、安全管理に對して指導の徹底を図るとともに、集中管理方式等についても検討してはどうか。

三 現在、我が国においては安全性確保の見地から、パラコート除草剤については、第一義的に農薬取締法を根拠として農林行政の中で規制されることになつてい。ところが実質的には農耕用として使用されているものの、名目では非農耕用の除草剤としての、いわゆる無登録農薬が相当数流通している現状があるが、どう対処していくか。また鉄道線路や道路、河川敷などに使用される非農耕用の除草剤に對しては規制が空白になつているのではないかと懸念されているむきがあるがどうか。

四 前項二、三に指摘した事実を照らして見ても現行程度の規制のみでは、極めて不十分といふはかない。従つて、パラコート除草剤に對しては、毒物及び劇物取締法に規定された「特定毒物」扱いとし、その中で農薬生産等の特殊事情を考慮して弾力的運用を図ることとするか、あるいは農薬取締法における規制を強化し、「特

昭和六十年十一月二十六日 衆議院會議録第七号

朗読を省略した議長の報告 特定石油製品輸入暫定措置法案及び同報告書

二について

パラコート除草剤については、毒物及び劇物取締法に基づき譲渡手続等に関する規制が行われているほか、毒物及び劇物並びに農薬の取締りの観点から、販売業者に対して、パラコート除草剤の販売に際して、その購入者の身元及び使用目的を十分に確認するよう指導するとともに、使用者に対して、保管管理の徹底に万全を期するよう指導しているところである。

三について

農作物を害する雑草等の防除に用いられる薬剤は、農薬取締法上の「農薬」に該当し、これを販売するためには、当該薬剤が同法に基づく登録を受けていることが必要である。いわゆる無登録農薬については、従来から、その販売業者等に対する行政処分の実施等により、その根絶を期してきたところであり、今後とも厳正に対処してまいりたい。

なお、パラコートは、毒物及び劇物取締法において毒物として規制されている。

四について

パラコート除草剤については、畑地、樹園地等において広範に使用されている実態に鑑み、現行制度の下で、販売業者等に対する販売等に際しての購入者の身元及び使用目的の確認の励行並びに保管管理の徹底の指導、立入検査の実施等により、事故や犯罪の防止に万全を期してまいりたい。

五について

パラコート除草剤の希釈については、出回りの量の増加をもたらす、保管管理がかえって困難となるなどの問題もあると考えられる。

また、現在農薬登録を受けてメーカーから出荷されているパラコート除草剤は、すべて催吐剤、着色剤及び着臭剤の添加が義務付けられている。なお、今後のパラコート除草剤の登録に当たつてもかかる安全対策上の諸措置を義務付けてまいりたい。

六について

パラコート除草剤による中毒については、胃洗浄、血液透析等の処置法があり、従来から、農薬危害防止運動等を通じて、この方法の周知徹底に努めてきたところである。今後とも、より有効な処置法の開発についてメーカーを指導するなど対策の強化に努めてまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員山口鶴男君提出八ッ場ダム建設に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十二月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、去る二十二日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出高速自動車国道等の通行料金問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十二月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

特定石油製品輸入暫定措置法案

右 国会に提出する。

昭和六十年十一月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

特定石油製品輸入暫定措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における石油製品貿易をめぐる国際環境の著しい変化等に対応し、特定石油製品の輸入を円滑に進めるため、特定石油製品の輸入の事業に関し必要な暫定措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定石油製品」とは、揮発油、灯油及び軽油をいう。

(登録)

第三条 特定石油製品の輸入の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、特定石油製品の種類ごとに、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の欠格事項)

第四条 次の各号の一に該当する者は、前条の登録を受けることができない。

一 前条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請が次の各号に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 申請に係る特定石油製品の輸入量が変動した場合にその他の石油製品(石油法(昭和三十七年法律第二百二十八号)第二条第二項の石油製品をいう)の生産量に影響を及ぼすことなく当該特定石油製品の生産量を変更するために必要な設備として通商産業省令で定める設備を有すること。

二 申請に係る特定石油製品若しくは原油を貯蔵するために必要な施設であつて通商産業省令で定める基準に適合するものを有すること又はこれに準ずるものとして通商産業省令で定める要件に適合する措置が講じられていること。

三 申請に係る特定石油製品で輸入されるものについてその品質を調整し当該特定石油製品の使用者の需要に適合させるために必要な設

備として通商産業省令で定める設備を備えて
いること。

(承継)

第六条 第三条の登録を受けた者(以下「特定石油
製品輸入業者」という。)について相続又は合併
があつたときは、相続人又は合併後存続する法
人若しくは合併により設立した法人は、その特
定石油製品輸入業者の地位を承継する。ただ
し、当該相続人又は合併後存続する法人若しく
は合併により設立した法人が第四条各号の一に
該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により特定石油製品輸入業者の地
位を承継した者は、通商産業省令で定めるとこ
ろにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に
届け出なければならない。

(事業の廃止の届出)

第七条 特定石油製品輸入業者は、当該特定石油
製品の輸入の事業を廃止したときは、通商産業
省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨
を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録の取消)

第八条 通商産業大臣は、特定石油製品輸入業者
が次の各号の一に該当するときは、その登録を
取り消すことができる。

一 第四条第一号又は第三号に該当するに至つ
たとき。

二 第五条各号の一に適合しなくなつたとき。

三 不正の手段により第三条の登録を受けたと
き。

(品質に関する勧告)

第九条 通商産業大臣は、特定石油製品輸入業者
が輸入した特定石油製品で販売しようとするも
のの品質が当該特定石油製品の使用者の需要に
適合していないと認めるときは、当該特定石油
製品輸入業者に対し、その輸入に係る特定石油
製品の品質の確保に必要措置をとるべき
ことを勧告することができる。

(特定石油製品輸入業者の努力)

第十条 特定石油製品輸入業者は、国際的な石油
製品市場の動向に応じて特定石油製品の円滑な
輸入に努めなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十一条 通商産業大臣は、この法律の施行に必
要な限度において、特定石油製品輸入業者に対
し、その事業に関する報告をさせることができ
る。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限
度において、その職員に、特定石油製品輸入業
者の事務所又は事業場に立ち入り、帳簿、書類
その他の物件を検査させ、又は関係者に質問さ
せることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し
なければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。

(石油業法の特例)

第十二条 石油業法第十二条第一項及び第十四条
の規定は、特定石油製品の輸入の事業について
は、適用しない。

2 特定石油製品輸入業者に係る石油業法第十二
条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第
二十一条の規定の適用については、特定石油製
品輸入業者は、同法第十二条第二項に規定する
石油輸入業者とみなす。

(罰則)

第十三条 第三条の登録を受けないで特定石油製
品の輸入の事業を行つた者は、五十万円以下の
罰金に処する。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円
以下の罰金に処する。

一 第六条第二項又は第七条の規定による届出
をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第一項の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をした者

三 第十一条第二項の規定による検査を拒み、
妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定によ
る質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述
をした者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代
理人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関し、前二条の違反行為をしたとき
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対
して各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

三十三の二 特定石油製品輸入業者の登録

特定石油製品輸入暫定措置法(昭和六十年
法律第 号)第三條(登録)の特定石油
製品輸入業者の登録

理由

国際石油製品市場の拡大に伴つて我が国がこれ
まで輸入を行つていなかった揮発油等の石油製品
についても輸入を行つていく必要性が高まつてい
ることにかんがみ、その輸入が円滑に行われるこ
とを確保するため、当分の間、揮発油等の輸入の
事業について登録を行うこととする必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

特定石油製品輸入暫定措置法案(内閣提出)

に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国際石油製品市場の拡大に伴つて我
国がこれまで輸入を行つていなかった揮発油
等の石油製品についても輸入を行つていく必要
性が高まつていくことにかんがみ、その輸入が
円滑に行われることを確保するため、当分の

する。

2 この法律は、昭和六十六年三月三十一日まで
に廃止するものとする。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした石油業法第十二条第
一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

4 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)
の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十三号の二を第三十三号の三
とし、第三十三号の次に次のように加える。

登録件数 一件につき十五万円

間、揮発油等の輸入の事業について登録を行う
等の措置を講じようとするもので、その主な内
容は次のとおりである。

1 趣旨

この法律は、最近における石油製品貿易を
めぐる国際環境の著しい変化等に対応し、特
定石油製品の輸入を円滑に進めるため、特定
石油製品の輸入の事業に必要の暫定措置
を定めるものとする。

2 定義

この法律において「特定石油製品」とは、揮
発油、灯油及び軽油をいう。

3 登録

(一) 特定石油製品の輸入の事業を行おうとす
る者は、通商産業省令で定めるところによ
り、特定石油製品の種類ごとに、通商産業
大臣の登録を受けなければならない。

昭和六十年十一月二十六日 衆議院會議録第七号 特定石油製品輸入暫定措置法案及び同報告書

(一) 通商産業大臣は、(一)の登録の申請が次の各号に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

(1) 申請に係る特定石油製品の輸入量が変動した場合にその他の石油製品(石油業法第二条第二項の石油製品をいう)の生産量に影響を及ぼすことなく当該特定石油製品の生産量を変更するために必要な設備として通商産業省令で定める設備を有すること。

(2) 申請に係る特定石油製品若しくは原油を貯蔵するために必要な施設であつて通商産業省令で定める基準に適合するものを有すること又はこれに準ずるものとして通商産業省令で定める要件に適合する措置が講じられていること。

(3) 申請に係る特定石油製品で輸入されるものについてその品質を調整し当該特定石油製品の使用者の需要に適合させるために必要な設備として通商産業省令で定める設備を備えていること。

(二) 登録の欠格事項、地位の承継、事業の廃止の届出、登録の取消し等について規定する。

4 品質に関する報告

通商産業大臣は、特定石油製品輸入業者が輸入した特定石油製品で販売しようとするものの品質が当該特定石油製品の使用者の需要に適合していないと認めるときは、当該特定石油製品輸入業者に対し、その輸入に係る特定石油製品の品質の確保に必要措置をとるべきことを勧告することができる。

5 特定石油製品輸入業者の努力

特定石油製品輸入業者は、国際的な石油製品市場の動向に応じて特定石油製品の円滑な輸入に努めなければならない。

6 石油業法の特例

(一) 石油業法第十二条第一項(石油輸入業の

届出)及び第十四条(事業の廃止の届出)の規定は、特定石油製品の輸入の事業については、適用しない。

(二) 特定石油製品輸入業者に係る石油業法第十二条第二項(石油輸入計画の届出)及び第三項(石油輸入計画の変更報告)、第十五条第一項(販売価格の標準額)並びに第二十一条(報告徴収)の規定の適用については、特定石油製品輸入業者は、同法第十二条第二項に規定する石油輸入業者とみなす。

7 罰則

(一) 3の登録を受けないで特定石油製品の輸入の事業を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(二) その他、事業の廃止の届出をしなかつた者等に関する罰則について規定する。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

9 廃止

この法律は、昭和六十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

10 その他

報告徴収及び立入検査に関し規定するとともに、登録免許税法の一部改正を行う。

二 議案の修正議決理由

本案は、我が国がこれまで輸入を行つていなかった揮発油等の石油製品についても輸入を行つていく必要性が高まつていくことにかんがみ、その輸入が円滑に行われることを確保するための措置として、おおむね妥当なものと認め、法律の廃止期限について、これを延長する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和六十年十一月二十二日

商工委員長 粕谷 茂

衆議院議長 坂田 道太郎

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(廃止)

2 この法律は、昭和六十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

衆議院會議録第五号中正誤
ハシ 段行 誤 正
五 四 七 並びに 並びに
五 一 六 坑体 坑体
五 一 二 坑体 坑体

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五五二二(大代)

定価一部
一一〇円